

番 号 : 140171

国 名 : タイ

担当部署 : 経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名 : メコン地域人身取引対策ケースマネージャー能力向上プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年5月中旬から2014年7月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 0.7M/M、合計 1.2M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 21日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月23日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	タイ/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

経済や情報の急速なグローバル化に伴い、メコン地域諸国における人身取引は、国境を越えた各国共通の深刻な社会問題となっている。2004年に設置された人身取引対策に関するメコン閣僚会議（COMMIT）は、定期的な国際会議の開催を通じて、メコン地域全体および各メンバー国（カンボジア、中国、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）における人身取引に関わる政策策定および体制整備の強化に貢献してきた。その結果、地域間のみならず二国間の覚書（Memorandum of Understanding: MOU）が締結され、加害者の訴追、被害者の保護・送還の強化を促進してきた。また、これらの枠組みを通じ国境を越えたケース・マネージャー会議（CMM）も開催されるようになっていく。

人身取引被害者の送出国、中継国、受入国であるタイは、人身取引対策を国の優先課題と位置づけ、2008年には「人身取引対策法」を制定した。また、被害者保護、自立支援、社会復帰のために、政府関係機関およびNGOなどから構成される多分野協働チーム（MDT）を設置し、取り組みを強化してきた。JICAは、2009年3月より、タイ国政府が中央および地方のMDTを通じ人身取引被害者に対する効果的な保護・自立支援を実施することを目的として、「人身取引被害者保護・自立支援プロジェクト」（2009年3月～2014年3月）を実施してきた。

同プロジェクトの活動を通じて、中央および地方のMDTの機能・連携が強化されると同時に、タイにおける外国籍の被害者へのサービスが向上したことが確認された。さらに、毎年開催されるメコン地域ワークショップなどを通じて、MDTアプローチの経験が他の周辺国にも情報共有されたことが確認された。一方で、人身取引被害者の保護における一連のオペレーションの調整・指令役を務めるケースマネージャーの能力向上と、メコン地域諸国間の更なる連携強化が課題として認識された。

人身取引は、国内のみならず国境を越えて発生するケースが多く、ラオス人やミャンマー人、カンボジア人の被害者がタイで保護され、本国へ送還される事例も多い。本国へ送還された被害者が適切な支援を受けられる体制を構築することは、被害者の人権保護のみならず、再発予防のためにも重要である。そのためには、タイのみならず周辺国においてもケースマネージャーの能力強化と保護・自立支援体制を向上させることが重要である。

このような背景のもと、タイ政府は、タイおよび周辺国にて、人身取引被害者保護及び自立支援等を担うケースマネージャーの能力向上と、ケースマネージャー間の情報共有・連携体制の確立を含めた連携強化を目的とした新規技術協力プロジェクトを要請した。本プロジェクトではタイ政府を主たるC/Pとし、タイでの活動を中心しつつ、周辺国であるカンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスの関係機関の能力強化も図ることを予定している。

本詳細計画策定調査ではタイのみを対象に、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行う予定である。なお、周辺4カ国については、本詳細計画策定調査後に別途各国と合意形成することを予定している。

## 7. 業務の内容

本コンサルタント団員は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」（<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/pdf/guideline.pdf>）に沿って担当分野に係る以下の業務を行う。

### （1）国内準備期間（2014年5月）

- ① 要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)
- ② 2013年に実施されたメコン地域人身取引対策情報収集・確認調査（人身取引対策におけるケース・マネージメントに関する調査）で得られた情報の分析を行う。
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。

- ⑤ PDM(案) (和文、英文)、PO(案) (和文、英文) 及び事業事前評価表(案) (和文) の担当分野関連部分を作成する。
- ⑥ タイ関係機関(C/P機関等)、専門家、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ⑦ 他ドナー、NGO等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑧ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2014年6月上旬～6月下旬)

- ① JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③ タイにおける人身取引対策の現状に関し、追加の情報収集・分析を行う。
- ④ タイ関係機関が参加する、本プロジェクトの枠組みに関するワークショップを開催し、その結果を取りまとめる。
- ⑤ PDM (案) (和文、英文)、PO (案) (和文、英文)、R/D (Record of Discussions) 案及びM/M案の作成に協力する。
- ⑥ タイ関係者との協議で合意された内容につき、R/D及びM/Mの取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2014年6月下旬～7月上旬)

- ① 事業事前評価表 (案) (和文) 作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成に協力する。
- ④ 詳細計画策定調査報告書のとりまとめに協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年6月1日～6月21日を想定してる。(注：変更の可能性あり。)

本業務従事者は、当機構の調査団員より1週間早く現地調査を開始する予定で、当機構の調査団員は現地調査の後半2週間程度参加の予定。(注：変更の可能性あり。)

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括：JICA (ジェンダー平等・貧困削減推進室)

イ) 協力企画：JICA (ジェンダー平等・貧困削減推進室)

ウ) 人身取引対策：JICA (国際協力専門員)

エ) 被害者保護：人身取引対策プロジェクトにかかる国内支援委員会委員 (未定)

オ) ケースマネジメント・MDT：JICA (特別囑託)

カ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構タイ事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
あり (タイ語⇄日本語)
- オ) 現地日程のアレンジ  
機構にてアレンジ
- カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料は、当機構経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室 (TEL:03-5226-8124) にて提供する。

- ・「メコン地域人身取引対策情報収集・確認調査 (人身取引対策におけるケース・マネジメントに関する調査)」報告書

また、本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・「タイ王国 人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト中間レビュー調査報告書」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。